

【新規申請者・新規申請施設向】 日本口腔科学会認定医制度における資格申請のご案内

認定医の申請をご検討される会員に、本規則ならびに認定医・指導医・研修施設申請手順についてお知らせいたします。口腔科学会ホームページ上の「認定医制度」に規則を掲載しております。申請時に必要な条件を十分に御確認の上、申請ください。

認定医申請資格について(認定医制度規則第 3 章第 6 条より)

- (1) 日本国歯科医師、又は日本国医師の免許を有する者。
- (2) 申請時において、大学教育施設、医療施設又は研究施設に所属し、継続して 5 年以上、本学会正会員であること。
- (3) 前号の施設において、3 年以上、口腔医療に関する診療又は研究に従事すること、あるいはこれと同等以上の経歴を有すること。
- (4) 本規則第 8 条に規定する口腔医療に関する基礎的又は臨床的研修実績を有すること。
※(2)継続して 5 年以上の会員歴とは、総会時の時点で 5 年以上の会員歴があることを指します。

指導医申請者の資格について(認定医制度規則第 5 章第 9 条より)

次の(1)(2)(3)号を満たすもの、あるいは(1)(4)号を満たすものとする。

- (1) 申請時において、継続して 5 年以上、本学会正会員であること。
- (2) 本学会の評議員、又は認定医であること。
- (3) 本学会認定医の資格取得後、別に定める研修実績※1を有すること。
- (4) 日本歯科医学会又は日本医学会分科会の指導医資格を有すること。ただし前記学会において専門医制度等の定めがない場合は、当該学会の評議員もしくは代議員以上の資格を有すること。

※1

- (1) 認定医取得後、口腔医療に関する基礎的、臨床的研究論文：2 編以上(そのうち本学会機関誌掲載論文：1 編以上 日本口腔科学会機関誌：日本口腔科学会雑誌, Oral Science International, Oral Science in Japan)
- (2) 認定医取得後、本学会学術集会又は関連学会主催の学術集会等において、口腔疾患に関連する口演発表等：3 題以上(そのうち本学会学術集会：1 題以上)

※2 各種分科会については、下記其々の公式 HP よりご確認ください。

- 日本歯科医学会専門分科会
<https://www.jads.jp/committee/senmon/>
- 日本歯科医学会認定分科会
<https://www.jads.jp/committee/nintei/>
- 日本医学会分科会
<https://jams.med.or.jp/members-s/>

研修施設申請資格について

(NPO 法人日本口腔科学会 認定医制度施行細則第 4 条 / 第 7 条より)

- (1) 常勤・非常勤を問わず指導医(本学会評議員又は同等の資格を有する者)が継続的に在籍していること
- (2) 口腔疾患の診断と治療に関する診療行為, 又は研究が継続的に行われていること
- (3) 本学会において学術集会参加ならびに研究発表等を積極的に行っていること
- (4) 口腔疾患の診断と治療に必要な医療機器, 研究設備を有していること
- (5) 口腔疾患の診断と治療に関する研修, 教育等が定期的に行われていること
- (6) 口腔医療, 研究, 療養, 訓練や福祉等に関する図書を有していること

2. 前第 1 項にかかわらず, 本学会員であって, 日本歯科医学会又は日本医学会分科会の指導医, 評議員又は同等の資格を有する者が在籍している場合は, それをもって研修施設の要件を満たすものとする。

研修施設の認定を申請する際, 当該施設の代表者は, 資格審査料を添えて, 次の各号に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 研修施設申請書(様式 - 施 1)
- (2) 指導医, 又は評議員あるいは同等の有資格者の在籍証明書(様式 - 施 2)
- (3) 申請前 1 年間における症例一覧報告書(様式 - 施 3)
- (4) 申請前 1 年間における学会活動報告書(様式 - 施 4)
- (5) 当該施設に関する報告書(様式 - 施 5)
- (6) 申請前 1 年間における研修実績報告書(様式 - 施 6)

本年度の申請期日: 2025 年 12 月 31 日(水)

認定医申請につきましては, 書類申請通過後, 面接試験がございます。

面接試験に関する情報は, 該当される方へ事務局より追ってご案内させていただきます。

提出書類

申請書類は日本口腔科学会のホームページからダウンロードしてください。

<https://stomatological-society.or.jp/ninteii/> からダウンロード可能です。

・HP からのダウンロードが困難な場合は、本学会事務局にご請求下さい。

手数料

認定医・指導医・研修施設の申請審査料 10,000 円

認定後登録料が別途 20,000 円必要となります。

■申請書類の送付先＜郵送または日本口腔科学会ホームページよりアップロード提出＞

＜郵送の場合＞

〒135-0033

東京都江東区深川 2-4-11 一ツ橋印刷株式会社 学会事務センター内

日本口腔科学会事務局

生涯教育制度評価認定委員会 行

簡易書留またはレターパック(ライトまたはプラス)にてご送付ください。

■申請料振込先

振込は郵便局備え付けの用紙をご使用ください。

《郵便振替口座》

口座番号:00180-9-630158

加入者名:特定非営利活動法人日本口腔科学会

※通信欄に「申請料」など、内容がわかるように記載をお願いします。

認定医・指導医の新規申請の場合、申請後2週間以内に会員マイページに請求情報を作成いたします。

会員マイページよりクレジットカード・コンビニ決済等もご利用いただけます。

■お問い合わせ

認定医制度に関するお問合せやご質問は、ホームページまたは、メールでのみ受け付けしております。下記の専用メールアドレスへお送りください。

認定医制度専用アドレス E-mail:jss-service@onebridge.co.jp

ホームページ:<https://stomatological-society.or.jp/ninteii/>